

令和 5 年度 新潟市犯罪被害者等支援推進会議 議事録

日時: 令和 5 年 11 月 13 日(木)

午前 10 時から午前 11 時 45 分

場所: 新潟市役所 本館 3 階 対策室 3

発言者	発言内容
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」を開催いたします。</p> <p>本日の全体の進行を務めます、市民生活課安心・安全推進室長の大森と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、市民生活課長の渡部から一言ご挨拶申し上げます。</p>
<p>事務局 (渡部市民生活課長)</p>	<p>改めまして、市民生活課長の渡部です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日ご多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。さて、本年 6 月に内閣府に設置されている「犯罪被害者等施策推進会議」において、犯罪被害者等施策をより一層推進することが政府において決定され、警察庁では本年 10 月 1 日から「犯罪被害者等施策推進課」を新設し、犯罪被害給付制度の抜本的強化や犯罪被害者等のための制度の拡充などの検討を行っております。</p> <p>こうした中、新潟市におきましても、昨年 8 月に「新潟市犯罪被害者等支援条例」を施行し、条例の施行に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本推進会議委員の皆様のご協力を賜り、本年 4 月には「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」を策定いたしました。</p> <p>本日の会議では、「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」で定められている、支援施策の実施状況等について、御審議いただくこととしています。委員の皆様からは、率直なご意見をいただきたいと思っています。</p> <p>最後に、犯罪被害者等の尊厳を守りながら、被害者等が受けた被害を早期に回復・軽減し、再び平穏な日常生活を営むことができるよう、私共も精一杯頑張っておりますので、今後とも皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>それでは議題に移ります前に、今年度第 1 回目の会議となりますので、誠に恐縮ではございますが、委員の皆様方から一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。約 9 カ月ぶりの開催ということもありますので、近況報告などを含め、簡単に一言よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>会長を務めさせていただいております新潟大学法学部の丹羽と申します。</p> <p>今年の 4 月に計画を公表いただきまして、重点課題として「市民等の理解の増進」と、「具体的な支援ニーズの把握及び支援施策の拡充」を設定しておりますので、本日は犯罪被害者等支援に関するアンケート結果などもご用意いただいているということですので、その点を意識しながら、進めていきたいと思っております。</p> <p>本日は、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>井口委員</p>	<p>にいがた被害者支援センターの井口です。どうぞよろしく願いします。</p> <p>当支援センターの相談件数について、例年同様ですけれども、段々と相談件数が増えてきております。令和 4 年度は、1,000 件を超えておりますし、今年度も 9 月末現在ですが、例年より増えている状況です。特に性被害関係が増加傾向です。</p> <p>また、県内の被害者支援条例の選定に向けても取り組んでおりますけれども、今のところ 15 市町村が制定されておりますし、他の市町村につきましても、いくつかの市町村が年内、年度内に制定できるだろうと聞いております。</p> <p>当センターの支援活動についても、スキルアップを図るべく、色々な研修も行っております。</p> <p>なんとか被害者の被害を軽減させるべく研鑽を続けている状況であります。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>中曽根委員</p>	<p>以前の会議開催から、今回の会議開催までの間で、刑法が 7 月に変わりました。ますますセンターの方は、今専務理事がお話しされたように、電話相談も含めまして、相談が非常に多くなっている状況です。</p> <p>それから、今年 12 月からまた刑法が変わって、被害者の心情を加害者に伝達する制度がまたできるということで、被害者の方を取り巻く色々な制度も変化してきていると思っております。そんな中で、実際にこの条例ができて、計画ができて、実際に新潟市に住んでいる被害者等の方たちが地域の中で生活しやすいように、市の皆様方が頑張っておられる様子を本日伺いできるということで、非常に</p>

	<p>期待をしております。よろしくお願いいたします。</p>
小林委員	<p>新潟商工会議所の小林と申します。</p> <p>当会議所としては、直接被害者の方が相談に訪れることはないのですが、コロナがあけて、当会議所も軽支援を行っているのですが、やはり資金繰りの面でかなり苦しい方が多いということを実感しております。最近はそのような相談が多い気がします。</p> <p>本日の会議で犯罪被害者等支援に関することを、色々と勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>警察本部警務課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>日頃から、犯罪被害者等支援を初め、警察活動にご協力、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。11月は県の条例で定める被害者支援を考える月間ということで、色々活動させていただいております。今月25日には、県とにいがた被害者支援センターと新潟県警の共催で、犯罪被害者支援フォーラムを、新潟ユニゾンプラザで開催しますので、ぜひお時間のある方は、お越しいただきたいと思っております。今回基調講演ということで、26年前に神戸で発生した連続児童殺傷事件のご遺族の方が、ご都合をつけてご講演いただくという予定です。</p> <p>また、今月は新潟県被害者支援連絡協議会も開催予定であります。こちらも色々準備しているところでありますし、各警察署単位の被害者支援連絡協議会というものも開催して、気を高めているところであります。</p> <p>先ほど井口委員からもお話がありました、市町村に対する条例制定の働きかけ、新潟市が先行して、早々に制定していただきましたが、まだまだ県内では未制定の市町村があります。</p> <p>今後こちらからも新潟市での取り組みを紹介させてもらい、県内市町村の条例制定に取り組んでまいりたいと思っております。今後とも、引き続きよろしくお願いいたします。</p>
大花委員	<p>弁護士の大花と申します。</p> <p>日頃弁護士会、並びに、弁護士の活動について、ご協力、ご理解いただきありがとうございます。</p> <p>私は弁護士会の犯罪被害者支援対策委員会に所属しておりますが、感覚として、先ほど井口委員も言われた通り、弁護士に寄せられる被害者相談も、年々増加傾向にあるという風に考えております。特に性犯罪が増えているという状況です。</p> <p>私は対策委員5年目ですけども、当初より、恐らく1.5倍ほど、相談依頼件数が増えているような状況で、これまでなかなか弁護士</p>

	<p>に繋がらなかった相談を、繋いでいただいているという状況が、恐らく多いと思います。件数が増えているということではなくて、社会情勢が犯罪被害者に対する理解が深まってきたということも、1つあって、件数が増加しているのではないかという風に考えております。</p> <p>弁護士会としましても、色々と新しい犯罪被害者の方に対する条例、法律ができていますので、その研修を行ったりですとか、いいた被害者支援センターとの連携だったり、顧客との連携等の活動をして、より良い支援活動になるように努めているというところでございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>皆さま、大変ありがとうございました。</p> <p>引き続き、議事に移りたいと思いますが、当協議会は「新潟市附属機関等に関する指針」により、公開することとしています。</p> <p>また、会議録を公開する関係から議事内容を録音させていただいています。そのことについても、あらかじめご了承願います。</p> <p>なお、本日は新潟日報より取材をいただいております。取材のための撮影や録音をさせていただく場合がございますので、ご理解願います。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>それでは丹羽会長より議事の進行をお願いします。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>では、改めまして会長の丹羽です。本日の議事進行・議長の役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここから先は次第に従いまして議事を進行してまいります。</p> <p>なお本日は1時間半ほどの会議を予定しているということですので、円滑な議事進行についてもご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは始めに次第の3の(1)「犯罪被害者等支援アンケート調査結果等について」です。事務局から説明をお願いします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (市民生活課小林主事)</p>	<p>市民生活課安心・安全推進室の小林です。それでは、犯罪被害者等支援アンケート調査結果等について」ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。</p> <p>新潟市では令和4年度に、犯罪被害者等支援に関するアンケートを3回実施しており、令和4年11月26日に開催された新潟日報主催の「福祉・介護・健康フェア in2022」にて被害者支援のパネル展示を行った際に合わせて行った犯罪被害者等支援に関するアンケート、年度末に行ったアンケートモニターを抱えた調査会社に委託し</p>

て行ったアンケート、新潟市公式 LINE 登録者向けのアンケートを実施しました。本会議では、年度末に行ったアンケートモニターを抱えた調査会社に委託したアンケートと、新潟市公式 LINE 登録者向けのアンケートの 2 種類の回答をまとめたものを使用してアンケート結果についてご説明させていただきます。3種類のアンケートを合計しない理由については、「福祉・介護・健康フェア内で実施したアンケート」について、参考資料の1として配布させていただいておりますので、こちらを少しご覧いただきたいと思えます。こちらのアンケートの年代別回答者数をご覧いただくと、福祉や介護に興味のある方が多く参加されているイベント内で実施したアンケートですので、40代以上の方の回答数が多く、こちらを他のアンケートとまとめてしまいますと、年代に偏りが生まれますので、今回は2種類のアンケート結果をまとめたものを使用してご説明させていただきます。

改めて資料1をご覧ください。回答者の構成としましては、1ページ、2ページのとおりとなりますので、後ほどご確認いただければと思えます。

3ページをご覧ください。まず初めに、新潟市犯罪被害者等支援条例の周知度ですが、条例の内容まで知っているという回答された方がわずか3.2%、条例があることは知っているという回答された方が25.1%、知らないという回答された方が過半数以上の71.7%という結果となりました。出来たばかりの条例ということもありますが、まだまだ周知が足りない状態ですので、今後はより条例及び支援策の周知に力を入れていきたいと思えます。

続いて、4ページの間2 犯罪被害者等のための相談窓口別の周知度についてですが、離婚相談や近隣トラブルなど犯罪被害者以外にも対応しているけいさつ相談室や新潟県弁護士会などの窓口は比較的周知度が高い傾向となっているのですが、市町村における犯罪被害者等支援総合窓口は13.7%となりました。こちらの結果を受け、市役所や区役所庁内でもポスターの掲示などを行い、総合窓口の周知を行っていきたいと考えております。

続いて5ページの間3 新潟市の犯罪被害者等支援策の周知度についてですが、まだまだ支援策ができたばかりということもありますが、ほとんどの方が新潟市における支援策について、知らないという回答となりました。

続いて、6ページの間4 二次被害の防止についてですが、犯罪被害者等が置かれている状況への理解促進が一番高い結果となりまし

	<p>た。次点が学校を通じた学生への周知・啓発、その次が民間企業等に対する周知・啓発となります。</p> <p>参考資料に「中学生向けのリーフレット」及び「事業者向けのリーフレット」を配布させていただいておりますが、こういったリーフレットの配布や各種広報媒体を利用した広報を継続的に行い、今後も支援策の周知や二次被害の防止に努めてまいりたいと思います。</p> <p>続いて、7 ページの間 5 新潟市で犯罪被害者への理解促進や支援策の周知について、どのような広報に取り組むとよいと思われますかという問いについてですが、テレビ・ラジオが圧倒的に高い結果となりました。</p> <p>こちらの結果を受けまして、R5 年度におきましては、県の 11 月の被害者支援を考える月間に合わせまして、BSN、FMにいがた、FMけんと放送の 3 社にてラジオCMを放送させていただいております。</p> <p>続いて、8 ページの間 6 制度拡充についてですが、経済的支援が一番高い結果となり、次点で居住場所の確保、その次に弁護士相談費用助成となりました。</p> <p>制度拡充の関係は後ほど説明させていただきますが、現在内閣府の方で被害者等支援の一層の推進が検討されており、こちらの動きを見ながら制度拡充について皆様のご意見をいただきながらすすめていきたいと思っております。</p> <p>アンケート犯罪被害者等支援アンケート調査結果等についての説明は以上となります。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございました。では、ただ今ご説明いただきましたところまでで何かご質問やご意見等ございましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>大花委員</p>	<p>ありがとうございました。感想になってしまいますが、やはり条例の知名度がまだまだ足りてないということが 1 番大きなポイントかと思っております。ただ、必要な情報が本当に必要な人に届いていれば問題ないとも思っております。実際どういった方に必要かという点、犯罪被害にあった方になりますので、警察の方などは、こういった条例があってこういった制度があるという説明をしていただいているという風に認識しておりますので、「この条例について知っていますか。」という、一般の方に対する質問と、実際必要な人に届いているのかという点は、別の観点だと思ったことが感想です。</p>

	<p>私が聞きおよんでいるところによりますと、県警の方で、当然こういった制度があるとか、新潟市の助成金制度があるとか、そういったアナウンスは、被害者の方々に適宜していただいているという風に、認識はしているところですが、とはいえ、やはり一般の方にもご理解をいただかないと、先ほど経済的な支援や、居住支援を行ってほしいというような意見が多かったということもありますので、こういった制度を拡充するためにも、一般の方の理解が不可欠だと思いますので、引き続き周知に努めていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>現状をお話させていただくと、情報が必要な方に届いているかという点では、後ほど相談件数についてもご説明させていただきますが、県警の被害者支援室、その他にも、各事件を担当されている所轄職員の方からご紹介いただいて、こちらの総合窓口にご相談来られるケースが非常に増えました。</p> <p>それとは別に、区役所の方で他の手続きに来られた時に犯罪被害者ということが判明して、総合窓口で電話をかけてこられるケースなど、かなり増えてきております。</p> <p>こちらのアンケート自体 2 月の頭の時期に実施したものですので、その後、学校関係へのチラシ配布がありましたし、新潟商工会議所にご協力いただいて、各事業所の方にもリーフレットを配布しておりますので、若干その後周知度も上がってきているのではないかと思います。相談を受ける部署としては感じております。</p>
井口委員	<p>4 ページの各相談窓口の周知度に関して、当センターの周知度が低く、もう少し知っていただいていると感じていたのですが、まだまだ「支援を行っているセンターがある。」ということ、私どもセンターの方で、今後取り組まなければならないことを示唆していただいたということで、非常にセンターにとってはいいのか悪いのかという結果ですけれども、これからもどんどん広報していかなければならないと感じました。</p> <p>現在 twitter も含めて、ホームページを来年度は PR する予定でいますし、紙ベースだけではなくて、もっと他の方法がないのかと、当センターに広報部会というものがあるのですが、その中でも色々今検討しているところです。非常にいい資料をいただきました。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>全国の同種のアンケートで、早期支援団体になっているような被害者支援センターの周知度としては、どれくらいなのでしょう。</p>
井口委員	<p>他市町村のアンケートでもあまり知られていないかもしれないです。</p>

<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>私を感じたこととしては、9 ページ以降の自由回答のコメントを眺めていたのですけれども、何らかの形で犯罪被害、あるいはそれに類するものにあつたという経験のある方からのコメントと、全く知らなかったというタイプの方と、2 極化しているという印象を持ちました。</p> <p>当然自分に何かしら被害経験があれば、関心を持つのは当然という気がしますけれども、それ以外の方のコメントを拝見しますと、「どこか今まで他人事でいました。」というコメントはよく分かるところではありますし、10 ページ目の下から 2 番目で、「これは自治体ではなく国がやることだ。」というコメントもありまして、国ができることと、基礎自治体が一般市民に一番近い立場としてできることと、当然得意分野、強みが違いますし、住み分けが必要だということなのですから、その辺りも含めて、一般市民の方に「こういうものが利用できます。」ということが伝わっていると、こういった回答がなくなるのではないかという印象を持った次第です。</p> <p>周知の手法としては、どこも悩んでいるところだとは思いますが、今回のアンケートですと、広報媒体としてやはりテレビやラジオが圧倒的に有効だということで、6 割以上の方がテレビやラジオを活用すべきと回答しているのですが、被害者支援センター、県警あるいは弁護士会などで、実際に現場で取り組まれていて、どういう媒体が効果的という印象を持たれているのでしょうか。</p>
<p>井口委員</p>	<p>当センターの広報について、広報を行うにはやはり財政的な基盤が必要だということで、従来当センターの広報につきましては、日本財団が国から委託を受けている交付制度、いわゆる特殊詐欺で国庫に入るお金が相当ありまして、それを基礎として、被害者支援のために、その材料を使いましょうという制度があるのですが、その制度を利用して、年間を通してテレビ CM を実施したことがあります。民間 4 社にお願いして、ランダムに CM を流しました。CM 効果か、CM を流したその日に相談の電話がかかってきました。</p> <p>テレビに効果があることは間違いのないと思いますが、ただ、1 回につき、約 40 万円かかります。使用している制度も財源がいつまでもあるわけではないので、今後の関係については、全国被害者支援ネットワークが 1 点に引き受け、各県のセンターについては、よほどのことがない限り、この関係については助成はありません。</p> <p>ただ、広報関係については、やはり助成がないと、手を挙げられない状態で、財源的に非常に厳しいです。</p>

	<p>Twitterは1か月に1回情報を更新しており、それは私の方で色々作成して情報更新をしています。その中で非常に大きな効果があるものが、小中学校生全員に性被害防止の名刺型のカードを配布するというものです。これは県の教育委員会も、児童生徒だけでなく教職員の啓発にもなるということで協力していただきました。</p> <p>これもセンターを知ってもらうための一手段になっていると思います。冬には中学生、高校生を含めて配布する予定です。</p> <p>それから、ホームページにつきましても、最近閲覧件数も増えてきています。</p> <p>あとは yahoo! や Twitter にも広告を出しています。ただ常時掲載されているわけではありません。</p> <p>今後も様々な広報を行っていきたいと考えておりますが、やはり財政的なものが必要です。財源確保のためにも、寄付活動を色々お願いしております。もう少し効果がある広報を色々見つけて実施していきたいと思います。</p>
高橋委員	<p>県警本部の方ではやはり予算上の制約もありまして、予算の範囲で県と、にいがた被害者支援センターと、県警と、県の月間に合わせて、新潟市を含めた県内6市町村でパネル展を開催しております。新潟市でもクロスパルににいがたにてパネル展を開催していただき、図書館などもある施設ですので、多くの方がご覧になっていたということで、非常に効果があったと思っています。</p> <p>またパネル展については、南イオンの方でも開催し、着ぐるみを使用して、ティッシュを配布したりなど、本当に予算内で、マンパワーを使って実施しているようなところが現状だと思います。</p> <p>また、テレビに関しては、この県の予算枠の中でいくつかテレビ出演ができるのですが、そこに手を挙げて、県民生活課の職員が11月4日に、UXにて県の月間と、フォーラムの広報をしております。また、ラジオ等も枠の中で行い、ポスターやチラシの配布にも取り組んでおります。各警察署にも設置しておりますが、ただ犯罪被害者等支援だけでなく、児童虐待など、他のチラシもありますので、紛れてしまって周知が行き届いていない部分もあるかと思っておりますので、駐在所が発行するミニ広報誌がご自宅の方に回覧板などで配布されると思うのですが、そういったところに掲載するような、を、業務も行っております、</p>
大花委員	<p>弁護士会ですけれども、弁護士会では、ほとんど広報は行っていないような状況だと思います、ただ、ホームページは作っております、そこで犯罪被害者の方に関しては、無料で相談を受けること</p>

	<p>ができることを明記していますので、アクセスいただいた方には分かるようにはしているという状況です。</p> <p>個々の弁護士の集合体の団体なので、なかなか犯罪被害者等の問題だけに特化してそこを広報するということは実施していないというような実情です。以上です。</p>
中曽根委員	<p>既に実施済だったら申し訳ありません。条例ができたばかりの頃、市報で特集記事を掲載していただいたと思うのですが、やはり私の周りの方は市報を本当に細かく見ているので、できたら毎回でも、どんどん周知していただけると、一般の方たちは見ると思いますので、例えば、県が「県のお知らせ」に、「にいがた犯罪被害者支援センターと連携をしています。」という記事を出していたのですが、そういった形で掲載していただけるのはありがたいです。</p> <p>また、新潟市は回覧板制度みたいなものがまだあるかと思うのですが、そういうところにも広報いただくと良いと思います。</p>
事務局 (市民生活課小林主事)	<p>中曽根委員から、市報についてご意見いただきましたが、今年度11月5日号の市報に、にいがた犯罪被害者支援センターに委託させていただいております自助グループ活動であったり、資料1のアンケートの中に、「犯罪被害者等が置かれている状況についての周知」が二次被害の防止に一番効果的ではないかという結果ができましたので、11月25日の県の方で主催されている犯罪被害者等支援のフォーラムの件についても合わせて掲載し、市の方でも、見舞金制度であったり、各支援制度を揃えているという、記事を掲載させていただいております。</p> <p>また、今年度県の方と共催で行わせていただいているパネル展に関しましては、市の公式LINEで広報を行っております。</p>
井口専務	<p>広報について、アルビレックス対サガン鳥栖戦が開催された際に、ビックスワンに大型スクリーンがあるのですが、そこで初めてにいがた被害者支援センターのCMを15スクープですけれども、掲載しました。それから場外では犯罪被害者支援のブースを設置して、相当数の配布資料を用意したのですが、10分ぐらいで全て配布できました。</p> <p>このように多くのサポーターから見ただけですし、県外の方からも見ていただけるということで、来年度も実施を予定しています。</p> <p>このように新たな広報にも取り組んでいます。若干お金はかかりますけれども、できる範囲だと思います。</p> <p>また警察署にて、犯罪被害者等支援のための寄附型自動販売機の</p>

	<p>設置に取り組んでいただいております。商工会議所の方でも、設置に向けて動いていただいております。</p> <p>私の方でも設置に向けて色々場所に説明のために訪問しているのですが、それも PR になっているのではないかと考えています。</p>
小林委員	<p>当商工会議所では広報として、管理企業にチラシの配布を行ったり、メールでの配信も可能です。4,800 社ほど会員事業者がおりますので、月に 1 回会報という形で、資料送付をしておりますので、ご協力できればと思っております。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>皆さまありがとうございます。アンケート結果から一層の周知が必要という課題が上がりましたが、併せて財源の確保といったあたりも今後の課題としても浮かび上がったかと思えます。</p> <p>それでは次に議事の(2)「新潟市における犯罪被害者等支援に関する取組等について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (市民生活課小林主事)	<p>それでは、資料2をご覧ください。</p> <p>この資料は、新潟市犯罪被害者等支援推進計画の令和4年度の実施状況及び令和5年度の実施計画を示したものです。</p> <p>計画の開始時期は今年度の4月1日からとなるのですが、計画の策定の前に条例が制定されており、各種取組を既に行っておりますので、令和4年度の実績についてもご説明させていただきます。</p> <p>また、昨年度の計画策定検討の際に、ご説明させていただいておりますが、犯罪被害者等の方々の置かれている状況に応じて、既存の施策を活用していくことも重要であることから、新潟市犯罪被害者等支援推進計画には、被害者支援に特化した施策以外にも犯罪被害者等の方が利用できる市の施策を掲載しておりますので、特化施策以外の取組実績も掲載させていただいております。</p> <p>これら全ての取組実績等についてご説明させていただきますと、だいたいお時間をいただいておりますので、犯罪被害者等支援に特化した施策に関してのみ取組実績等について詳細にご説明させていただきます。</p> <p>犯罪被害者等支援に特化した施策に関する取組実績についてのご説明に入る前に、資料2の進捗管理表において、ご説明が必要な部分がありますので、その点についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、1点目に、各取り組みの相談実績数等を記載しておりますが、犯罪被害者等支援に特化した施策以外は、犯罪被害に起因するものの相談実績数等を抽出することが難しいため、基本的に、取組</p>

	<p>全体の実績数を記載しております。</p> <p>ですが、犯罪被害者等支援に係る実績数を抽出することが可能な取組に関しましては、1 ページの (1) 「犯罪被害者等支援総合窓口の設置」に記載されているように、米印で「犯罪被害者等支援に係る実績」と記載させていただいております。</p> <p>2点目に、1ページの区分「1. 相談及び情報の提供」(2) ウ子どもに関する相談についてですが、計画では「子育てに関する様々な困りごとについて相談に対応します。」と定められておりますが、実績数を記載するに当たり、子供に関する相談の定義を各区で同様にするため、各区健康福祉課と検討を行い、毎年厚生労働省に報告している福祉行政報告例第45表の数値と同様とさせていただいております。この福祉行政報告例第45表は保護者の死亡や病気の発症等による養護相談や子どもが不登校になった際などの育成相談に関する相談が対象となっております。</p> <p>なお、福祉行政報告例第45表には母子手帳の配布に関する相談などの「母子保健」に関する相談数は含まれておりません。あくまで「犯罪被害者等施策推進計画」内の子育てに関する相談実績数のため、子どもが被害にあったときや、親が被害にあった際の子どもの育成環境への相談実績と考えると、母子保健は含まない数値とさせていただきます。</p> <p>3 点目に、3 ページの区分「1. 相談及び情報の提供」(2) 福祉に関する相談についてですが、「福祉に関する相談」となると非常に定義が曖昧で、定義を各区で同様にするのが難しかったため、犯罪被害者等から福祉に関する相談を受けた記録がある場合、その相談件数を記載することとしました。</p> <p>具体的な例を申し上げますと、例えば「犯罪被害によって障がいを負ったため、新潟市で利用できる障がい福祉サービスを教えてほしい。」といった相談や、「今まで自分を介護してくれていた家族が犯罪被害によって重症病を負い、介護をしてもらえない状態ではなくなったため、新潟市にて利用できる介護サービスを教えてほしい。」などといった相談があった区について実績数を記載しております。</p> <p>資料2の説明は以上です。</p> <p>続いて資料2-1「計画における犯罪被害者等支援に特化した取組について」をご説明させていただきます。</p> <p>まず初めに計画の区分1 相談及び情報の提供の(1)「犯罪被害者</p>
--	--

等支援総合窓口の設置」に関してご説明させていただきます。

新潟市では、市民生活課安心・安全推進室を支援総合窓口とし、犯罪被害者等の相談状況に応じた支援制度の案内や関係機関や関係団体に関する情報提供の一元を図るとともに、庁内各部署との連携により、各種手続きのワンストップサービスを実施することで、犯罪被害者等の物理的・精神的な負担などの軽減に取り組んでおります。

令和4年度の総合窓口への相談件数は計15件となっており、令和3年度から5件増となっています。相談種別については、殺人事件における遺族見舞金のご相談が1件、暴行・傷害事件に関する相談が5件、性被害に関する相談が1件、過失運転致傷罪が1件、ストーカーに関する相談が1件、こういった支援制度があるのか、こういった支援団体があるのかといった「その他」の相談が6件ありました。

続いて計画の区分2心身に受けた被害及び影響からの回復についての(1)「カウンセリング費用の助成」についてですが、令和4年度の申請件数は0件となり、令和5年度の申請件数につきましても、現時点で申請はありません。

2ページをご覧ください。続いて計画の区分5居住の安定についての(2)「転居費用の助成」についてですが、令和4年度の申請件数は0件となり、令和5年度の申請につきましても、現時点で申請はありませんが、重症病見舞金を申請された方で引っ越しを考えられている方が2名いらっしゃいましたので、今後ご申請があると考えられます。

続いて計画の区分7経済的負担の軽減についての(1)「犯罪被害者等見舞金」についてですが、令和4年度の支給件数は重症病見舞金1件となり、令和5年度につきましても、現時点で重症病見舞金を4件支給している状態となっています。

ただ先週の金曜日にも1件見舞金の申請をいただきましたので、申請につきましても現時点で5件となります。

続いて計画の区分7経済的負担の軽減についての(2)「犯罪被害者等にかかる資金の貸付」についてですが、令和4年度の申請件数は0件となり、令和5年度の申請件数につきましても、現時点で申請はありません。

3ページをご覧ください。続いて計画の区分8市民等の理解の増

進についての（１）「市民全般へ向けた広報啓発活動」についてですが、こちらは令和４年度第２回の推進会議で一部ご説明した部分がありますが、令和４年度の活動実績として改めてご説明させていただきます。

まず初めにポスター及びリーフレットの配布についてですが、本条例の趣旨を一般の方に分かりやすく伝えるためのポスター及びリーフレットを作成し、にいがた被害者支援センターや新潟県警など新潟県被害者支援連絡協議会にご所属されている団体の皆さまや市内の公共施設等に送付し、掲示・設置を依頼させていただきました。

実際に、犯罪被害にあわれて実況見分などで新潟県警様を被害者の方が訪れた際に、見舞金について紹介していただき「警察の方からこのリーフレットをいただいて連絡しました。」という方がいらっしゃったり、新潟市内の警察署の交通企画課の方から「今回起こった危険運転致傷事件について、見舞金の対象となるか相談したい。」と直接ご相談をいただいたりなど、リーフレットを配布させていただいたことによって、より多くの方からご相談いただける機会が多くなったのではないかと思います。

続いて、広報媒体を活用した周知・啓発についてです。

本条例の趣旨を幅広い世代に理解していただき、自分事として捉えていただくために、様々なコンテンツを利用し、広報を行いました。

デジタル媒体における広報としましては、若年層向けに、Facebookや旧TwitterであるX、InstagramなどのメジャーなSNSにおいて広告配信を行いました。

また、新潟日報メディアネットが運営している地域情報サイト「ガタチラ」で条例に関する記事を配信しました。

４ページをご覧ください。デジタル媒体以外にも、新聞広告や生活情報誌など紙媒体での周知や、ラジオ出演の広報を行いました。

また、今年度の広報媒体を活用した周知・啓発についてですが、市民生活課が所有している旧TwitterであるXアカウントやFacebookアカウントでのパネル展開催の周知や、先ほどもご説明させていただきましたが、BSN、FMにいがた、FMけんと放送でのラジオCM放送、イオン南、イオン西でのデジタルサイネージ広報を行いました。

今後も、各区役所庁内でのデジタルサイネージ広報などを予定し

	<p>ております。</p> <p>続いて、犯罪被害者等支援に関するイベント等の開催についてご説明させていただきます。</p> <p>11月2日から11月15日の期間中、新潟県との共催で、新潟市西区内野まちづくりセンターにて、犯罪被害者支援の重要性や支援活動の紹介などが記載されたパネルの展示を行いました。</p> <p>なお、今年度は10月13日から10月22日までの期間クロスパルにいがたにてパネル展を実施しております。</p> <p>どちらの会場も、管理人の方より、多くの方が立ち止まって、パネルをご覧になっていたとお伺いしております。</p> <p>5ページをご覧ください。昨年11月26日には、新潟市産業振興センターにて開催された「福祉・介護・健康フェア 2022in 新潟」にて、犯罪被害者等支援に関する展示やリーフレット等の配布を行いました。</p> <p>続いて計画の区分8市民等の理解の増進についての(2)「事業者に対する啓発活動」についてですが、犯罪被害者等が雇用面で不利な扱いを受けることなく、安定した雇用の継続ができるよう、商工会議所を通じて、事業者向けのリーフレット配布を行いました。</p> <p>6ページをご覧ください。続いて、計画の区分9教育活動の推進についてですが、犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布により、学校における教育活動の推進を行いました。</p> <p>続いて、計画の区分9人材の育成についてですが、犯罪被害者等支援にあたっては、既存の施策も活用していくことになることから、庁内における被害者支援施策に携わる関係部署の所属長と、犯罪被害者等支援施策の現状等について情報共有を行うために、令和4年7月26日に、関係部署所属長との庁内連絡協議会を実施しました。</p> <p>また、支援業務に従事する職員を対象として、犯罪被害者等の支援に必要な情報及び知識の習得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上のため、令和5年3月2日に、庁内関係部署職員に対する研修を実施しました。</p> <p>こちらはにいがた被害者支援センターの井口専務より講師を務めていただき、センター様の活動内容をはじめ、市役所や区役所に被害者の方が相談に来られた際の傾聴の姿勢など、被害者支援において大切なことをご講演いただきました。</p> <p>最後に11民間支援団体に対する支援についてですが、犯罪被害者</p>
--	---

	<p>等が定期的に集まり話し合うことにより、問題の解決や克服につながることを目的とした自助グループの活動について、にいがた被害者支援センター様にその開催運営を委託することで支援を行いました。こちらは年間 6 回開催していただいておりますが、今年度は「被害内容についてまだ気持ちの整理がついておらず、お話をすることが難しい方向け」に、フラワーアレンジメント教室を開催していただいたりなど、いろいろな工夫をしていただいております。資料 2-1 の説明につきましては以上となります。</p>
大花委員	<p>犯罪被害者等の見舞金支給について、年々利用される方が増えてきているということで非常にありがたいし、心強いという風に思っております。転居費用についても、今後利用申請があると思われるということでしたので、こちらの方もよかったと思っております。</p> <p>それで 1 点、カウンセリング費用の助成についてですけども、もう少し利用があってもいいと思っております。恐らく被害者支援センターや県警のカウンセリング制度を使用しているため、申請が 0 件なのではないかと推測しているのですが、この辺の事情について、説明できることがあれば、よろしく申し上げます。</p>
事務局 (市民生活課小林主事)	<p>ただ今いただいたご意見ですが、大花委員がおっしゃる通り、県警の被害者支援室で行っているカウンセリング費用助成であったり、にいがた犯罪被害者支援センターのカウンセリング制度をご利用されているため、現時点で申請がないのではないかと推測しております。</p> <p>カウンセリング費用の助成につきましては、それぞれの団体が実施しているものと、市が実施しているカウンセリング費用助成の要件が異なっております。被害者支援室が行われているカウンセリング費用の助成につきましては、医療保険が適用されているものも含まれております。市が実施している制度は医療保険適用のないが対象となります。各団体で要件が異なりますので、相互補完的な支援ができればと考えておりますが、そういった理由によって、カウンセリング費用の助成については、現時点で申請がないのではないかと考えております。</p>
井口委員	<p>カウンセリング費用助成の対象者は見舞金と要件は同様でしょうか。</p>
事務局 (市民生活課小林主事)	<p>基本的には同様ですが、見舞金の対象要件として、犯罪発生日から 1 年以内が申請期限となりますが、カウンセリング費用の助成につきましては、犯罪発生日から 3 年以内が対象要件となります。</p>

井口委員	<p>県警に被害届を出した方が対象という認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局 (市民生活課小林主事)	<p>公金という性質上、県警が被害を認知しているものを要件とさせていただきます。</p>
井口委員	<p>新潟市ではないのですが、条例が制定されている市町村で、以前犯罪被害者の方が市営住宅の抽選に参加したのですが、その市町村でも新潟市と同じように、犯罪被害者の方は抽選札を複数枚もらえるのですが、外れてしまったそうです。</p> <p>そういった場合、他の市営住宅が空いていればすぐ入居できるなど、抽選に外れてしまったという場合には、さらにそれを支援するような制度はあるのでしょうか。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>支援住宅に関しましては、犯罪被害によって従前の住居に居住することが困難な方に2枚、配偶者等による暴力のため従前の住居に居住が困難な方は3枚という優先的な取り扱いを行っていますが、それでも外れてしまった場合、私は担当ではないので詳細についてはご説明できませんが、抽選に外れてしまうと抽選先の市営住宅に居住することはできません。</p> <p>しかし、松浜町などにある市営住宅の高層の一部に、常時空きがあるため、そこ入居することは可能です。</p> <p>ですが、「この支援住宅に入りたい。」という希望の元、抽選に参加されるわけですので、「抽選に外れたので、松浜町の市営住宅に入居する。」ということは、これまでの生活水準やその後の生活を考えた際に難しいのではないかと思います。</p> <p>勤務先など様々な要件を考えて、やはり住みやすい場所にある程度転居していただける自由を担保する意味で、転居費用という制度を設けております。</p>
中曽根委員	<p>令和5年度になってから見舞金の申請数が増えているということで、本当に被害者にとってありがたい制度だと思っております。</p> <p>ですが、令和4年度は制度ができたばかりということもあると思うのですが、転居費用や無利子の貸付、カウンセリング費用助成など、新潟市の特色のある制度が使用されていない点について、前にもお話しているのですが、過失運転致死傷罪は見舞金の対象外ということで、損害賠償などの関係があるのかと考えているのですが、その他の犯罪被害者の方に特化した制度も、結局見舞金の対象者と要件は同様で、支給を受けられないことも関係しているのではないかと思います。</p>

	<p>過失による被害を受けた方も、警察提供情報の対象の中には入っているわけですので、もう少し制度の対象者を拡充するなどのお考えはありますでしょうか。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>制度の拡充、要件の緩和についてですが、傍聴の方にこの条例を作っていただいた議員の方々もいらっしゃっていますけれども、まずはできるところからということで、新規制度を立ち上げていったというところがございます。</p> <p>また、現実的な話をさせていただきますと、一昨年より犯罪被害者等支援見舞金が始まり、昨年度条例ができましたが、犯罪被害者等支援総合窓口を所管する組織は人員が一人も増えていない状況です。犯罪被害者支援の主担当が防犯業務と兼務で行っていますが、ほとんど被害者支援の専従となっており、現在防犯が非常に少なく手が回らないようなところがございます。</p> <p>よって、今ご意見いただいた、制度の拡充と、また、人材の育成に関して、私どもの方も専門性が全くないため、各種オンライン研修を受講したりなど、相談窓口の職員を育成している段階です。</p> <p>よって、組織の状況も捉えながら制度拡充及び人材の育成について、取り組んでまいります。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>私の方からも一つお願いがありまして、毎回こういう話題になりますと、予算措置の問題について、どこの自治体も悩むところとは思いますが、支給実績が低調で予算がつかないということになりますと、犯罪被害者等支援という性質上ふさわしくないという点がございましたので、</p> <p>適切かどうか分かりませんが、例えば大雪があった際の臨時の除雪費用ですとか、地震があった時の災害対策費のようなものですとか、言ってみれば犯罪の被害というものは、いつ誰がどこで遭うか分からないような性質のもので、そういう意味で、これまでの支給実績にあまりとらわれずに、やはり一定の金額を、ご用意いただけるような共通認識を庁内でも共有していただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>お時間の関係もありますので、続いて議事(3)「国における犯罪被害者等支援の推進について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (市民生活課小林主事)</p>	<p>資料3をご覧ください。</p> <p>政府における犯罪被害者等施策の一層の推進についてご説明します。</p> <p>来年で犯罪被害者基本法成立から20年になることを見据え、政府</p>

は6月6日「犯罪被害者等施策推進会議」にて、犯罪被害者等支援の在り方の抜本的な見直しに着手しました。

参考資料4をご覧ください。具体的な取り組み内容としては、1つ目、犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討です。犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる、給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施するというものです。

続いて2つ目、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設です。犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けられることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施するというものです。

続いて3つ目、国における司令塔機能の強化です。犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図るというものです。

続いて4つ目、地方における途切れない支援の提供体制の強化です。地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築、ワンストップサービスの実現に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DXの活用 に関しても検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施するというものです。

最後の5つ目は、犯罪被害者等のための制度の拡充等です。医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、または犯罪被害者等もこれらの制

	<p>度を利用し得ることを周知する。また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施するというものです。</p> <p>以上の内容を、国家公安委員会及び警察庁主導で推進していくとのことです。</p> <p>現在の各取り組みの進捗状況について、事務局に情報が入っているものについてご説明させていただきます。</p> <p>まず初めに「3 国における司令塔機能の強化」についてですが、犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、様々な分野にわたる取組を関係府省庁等が一層連携して推進していく必要があるため、令和 5 年 10 月 1 日以降は、犯罪被害者等基本計画の作成及び推進を所掌する国家公安委員会が犯罪被害者等施策の全体を俯瞰しつつ、施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うことで施策を一元的に牽引し、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で犯罪被害者等施策の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととなっております。</p> <p>また、これまで警察庁において犯罪被害者等支援施策を担当していた、「犯罪被害者等施策担当参事官室」と「犯罪被害者支援室」を「犯罪被害者等施策推進課」へ一本化するとともに人員増強を実施することで、犯罪被害者等施策の推進に係る体制を強化することとなっております。</p> <p>続いて、「4 地方における途切れない支援の提供体制の強化」についてですが、警察庁より各市町村に「被害者支援総合窓口担当者の人数」や「市町村独自の支援策」などの照会依頼があり、警察庁が全国の市町村の犯罪被害者等支援の実情の取りまとめを行っている段階です。</p> <p>続いて、「5 犯罪被害者等のための制度の拡充等」についてですが、「医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、犯罪被害者等に配慮した取り扱いを要請し、または犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。」こととされており、各制度の担当省庁より、各都道府県、政令指定都市の制度主管部局及び関係団体等に対し、通知が発出されております。</p> <p>こちらの各通知について、新潟市における進捗状況を資料 4 犯罪</p>
--	--

被害者等施策推進会議決定に基づく取組状況にまとめましたので、ご説明させていただきます。

1 点目の厚労省より発出されている「犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて(再周知)」についてですが、こちらは、本通知により新たに取り組みを促すものではなく、犯罪被害者等から相談があった場合、適切に対応いただきたい旨の通知であるため、新たな事業等に取り組むものではなく、新潟市では、犯罪被害者等から相談があった場合には、犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて適切に案内しているため、実施済となります。

2 点目の厚労省より発出されている「犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)並びに一部負担金の減免又は徴収猶予の取扱いについて」は現在制度の対象者等を検討している段階となります。

3 点目の厚労省より発出されている「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金の生活保護制度上の取扱いについて」ですが、こちらの通知の適用をもって、生活保護を受給中の方が犯罪被害者等給付金を受給した場合の取扱いについて、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しないこととし、被保護世帯の自立更生のために充てられる費用であれば、直ちに自立更生のための用途に供されるものでなくても、実施機関が必要と認めた場合は、自立更生計画に計上することを認めることとなりました。

こちらは、資料 4 犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく取組状況の取組状況の回答が「厚労省から発出された通知「社援保発 0630 第 1 号」のとおり対応している」との回答でしたので、参考までに、参考資料 5 として当該通知を配布させていただいております。

4 点目の国土交通省より発出されている「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」ですが、こちらは、「犯罪被害者等の居住の安定のため、公営住宅への優先入居の取り扱いの推進を検討すること。」との通知になりますが、新潟市では、犯罪等の被害により従前の住宅への居住が困難となった犯罪被害者等に対して、抽選会における当選確率を上げる優遇措置として、抽選札を 2 枚配布し、優先的な取り扱いを行い、配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力により従前の住宅への居住が困難となった方に対しては、抽選札を 3 枚配布し、優先的な取り扱いを行っているため、実施済としております。

今後は目的外使用についても、住環境政策課と検討していきたい

と思います。

5 点目の厚労省より発出されている『「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や障害年金、遺族年金等の周知等について』ですが、こちらは本通知により新たに取り組みを促すものではなく、犯罪被害者等から相談があった場合、適切に対応いただきたい旨の通知であるため、新たな事業等に取り組むものではなく、新潟市では、犯罪被害者等から相談があった場合には、国民年金制度における申請免除等や障害年金、遺族年金等について適切に案内しているため、実施済となります。

6 点目の子ども家庭庁より発出されている「犯罪被害者等施策推進会議決定を踏まえた児童扶養手当の周知について」ですが、こちらは本通知により新たに取り組みを促すものではなく、犯罪被害者等から相談があった場合、適切に対応いただきたい旨の通知であるため、新たな事業等に取り組むものではなく、新潟市では、犯罪被害者等から相談があった場合には、児童扶養手当について適切に案内しているため、実施済となります。

7 点目の厚労省より発出されている「犯罪被害者等施策の一層の推進についての決定に伴う特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付の周知について」ですが、こちらは本通知により新たに取り組みを促すものではなく、犯罪被害者等から相談があった場合、適切に対応いただきたい旨の通知であるため、新たな事業等に取り組むものではなく、新潟市では、犯罪被害者等から相談があった場合には、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付について適切に案内しているため、実施済となります。

8 点目の厚生労働省より発出されている「犯罪被害者等の保護・支援に係る雇用保険制度における適切な対応について」ですが、雇用保険は労働局の管轄のため、市に通知が来ていないものになります。

参考までに参考資料 6 として当該通知を配布させていただいております。

9 点目の厚労省より発出されている「犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る介護保険制度における保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減免の取り扱いについて」は現在制度の対象者等を検討している段階となります。

10 点目の文部科学省より発出されている「第 16 回犯罪被害者等

	<p>施策推進会議の決定を踏まえた各種修学支援施策の周知について」ですが、こちらは本通知により新たに取り組みを促すものではなく、犯罪被害者等から相談があった場合、適切に対応いただきたい旨の通知であるため、新たな事業等に取り組むものではなく、新潟市では、犯罪被害者等から相談があった場合には、高等学校等就学支援金について適切に案内しており、今年度は家計急変支援に係るチラシを追加で配布しているため、実施済となります。</p> <p>11点目の国税庁より発出されている「犯罪被害者等の保護・支援に係る適切な対応について」ですが、こちらは犯罪被害者等から国税に関して相談があった場合、適切に対応いただきたい旨の通知であるため、市に通知が来ていないものになります。</p> <p>参考までに参考資料 7 として当該通知を配布させていただいております。</p> <p>12点目の総務省より発出されている「犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について」ですが、こちらは本通知により新たに取り組みを促すものではなく、犯罪被害者等から相談があった場合、適切に対応いただきたい旨の通知であるため、新たな事業等に取り組むものではなく、新潟市では、犯罪被害者等から相談があった場合には、申告・納付期限の延長や個人住民税の軽減免除について適切に案内しており、実施済となります。</p> <p>資料3の説明につきましては以上となります。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ただいまの説明について、なにかご質問やご意見がありましたらご発言願います。</p> <p>私のから少しお伺いしたいのですが、資料 3 を見ると、様々な支援メニューが用意されており、今後も色々な支援策の新設が進んでいるということですが、資料 2 の進捗管理表にて、犯罪被害者等支援総合窓口の相談実績が 15 件あったというところですが、例えばこの資料 3 で紹介されているような様々な制度が、実際に使ってもらえるかどうかだと思のですが、窓口に来られた方が、「私は犯罪被害に遭いました。」ということをお話いただければすぐ犯罪被害者等支援総合窓口に繋がると思いますが、なかなか人には言いづらいところがあると思います。特にフロアレスで大勢の方がいる窓口で、周りの人たちに聞こえるような状態で、「私は犯罪被害にあいました。」ということはないかと思いません。</p> <p>そうすると、せっかく制度があっても、犯罪被害者であることを言い出せずに、制度があること自体を伝えていただけないことがあ</p>

	<p>り得るかと思えます。</p> <p>例えば交通事故にあった際に、外科に行って診察を受けるときに、窓口で交通事故での被害かの確認が、問診であると思えます。そういった形で、直接面と向かってお伺いすることが難しいのであれば、犯罪被害者の場合、支援を受けられるということが分かる問診票のようなものがあれば、こういった制度の活用がスムーズに行くと思った次第です。</p> <p>また、犯罪被害者等支援総合窓口への相談が15件あったということで、そこに関連する質問させていただきますと、「市役所の相談窓口はここにある。」と被害者等の方が情報を見つけて直接来られたのか、それとも、他の部署の窓口で何か手続きをしている際に、犯罪被害者であることが判明し、総合窓口への相談に繋がったのか、そういった総合窓口での相談に繋がる経緯の実態について、お尋ねしたいと思います。</p>
<p>事務局 (市民生活課小林主事)</p>	<p>犯罪被害者等の方がこういったところから総合窓口の存在を知って、相談に来られるかについてですが、県警の被害者支援室から、新潟市の総合窓口についてご教授いただいて、相談につながるケースがほとんどとなります。</p> <p>また、交通事故被害者の方へ、各警察署の交通企画課の方から、新潟市の犯罪被害者等支援総合窓口をご紹介いただくこともありました。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>現在犯罪被害者等支援業務を担当している小林が、昨年度の後半から犯罪被害者等支援業務の担当になりましたので、昨年度前半の話をさせていただくと、区役所の窓口で様々な相談をお話いただいている中で、犯罪被害者等であることが判明し、こちらの総合窓口での相談に繋がったケースも何件かありまして、実際に区役所に私どもが訪問して、犯罪被害者等の方々のお話をお伺いしたということもございました。</p> <p>庁内での連絡体制というのは、見舞金や条例ができる前から体制が出来ておりまして、関係部署の担当も変わりますので、年に2回ほど研修や会議を開催し、意識付けを行っておりますので、そういった中での成果はある程度上がってきていると思えます。</p> <p>よって、市の方で犯罪被害者だと判明した時には、総合窓口へ一報が入るといった形にはなっていますが、問題はその気づきに至るかどうかというところのお話で、問診票の活用などをご提案いただいたと思えますので、それぞれの窓口で来庁される方々との関わりの築き方が違うと思えますので、庁内連絡体制の中で、犯罪被害者等</p>

	<p>の方であるかをどうやって確認するかについて、確認を進めていきたいと思います。</p> <p>また、事務局の方から恐縮ですが、1 つお願いがありまして、今年度国の方で強い動きが出て、各関係省庁からも通達が素早く出されています。</p> <p>市民生活課の方では、新潟市のこういった部署にこういった影響が出ているのかというのは、確認をして取りまとめておりますが、具体的な施策、制度にどう結びついていくかというのは、これから各部署で取り組まれていく予定です。</p> <p>犯罪被害者等施策の一層の推進ということで、国家公安委員会や警察庁が動いておりますが、条例ができていない基礎自治体の条例制定の整備に今後重点的に取り組んでいくのか、新たな支援制度の拡充の指示が出されるのか、まだ不明となっています。</p> <p>委員の皆さまに今後情報が入った際には、市の方へ共有をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
高橋委員	<p>現在国の方で犯罪被害者等施策の一層の推進という指示が出され、市の方でも様々な制度の新設がなされていますが、こういった支援を受ける際に、本当に犯罪被害にあったかということが非常に重要になると思いますので、市の方からも「こういった確認方法があるか。」という質問が警察に照会がありましたし、県の方からも同様の質問が来ています。</p> <p>結論としましては、警察の方に届出があれば、警察証明という被害届が出された届出証明、もしくは実際に被害があったという被害証明がありますので、申請がありましたら、こういったものを警察の方から申請者にはお渡しして、行政の窓口に提出してもらう形になります。</p> <p>ただ、1 件あたり証明手数料で 500 円ほどかかりますので、そういったところを了解していただいた上で、ご提出を申請者の方にご依頼いただければと思います。</p> <p>各警察署の方にも周知をしております、資料 3 と同じような、制度が入った表を各警察署に配布をし、周知を回ったところであります。</p> <p>先ほどお伝えした被害証明も、実際に物を盗まれて、現物がない場合は、盗難被害届出証明、物を壊されたりした場合は、壊されたものを確認できますので、犯罪被害証明の発行という形で、それぞれ違う証明書が発行されるということ、ご理解いただきたいと思っております。</p>

<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>他にご質問等ございますでしょうか。</p> <p>それでは、議事全般を通してでも結構ですので、ご意見等ございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>ご意見ないようですので、議事につきましては以上とさせていただきます。皆さま活発なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>以上で議事を終わりますので、進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局 (大森市民生活 課安心・安全推 進室長)</p>	<p>丹羽会長、大変ありがとうございました。</p> <p>皆さま、大変有意義な会議をありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、「令和5年度新潟市犯罪被害者等支援推進会議」を閉会いたします。</p> <p>なお、本年度の会議は予定としては本日の1回のみとなっております。</p> <p>駐車券をお出しいただいた方には、無料処理済みのものを受付でお返しいたしますので、お忘れのないようお願いいたします。</p> <p>本日はお疲れさまでした。</p>